



**消防署
だより**
Fire Station
Information

災害時に命を守るための防災対策

1. 家の中の安全対策

地震発生時に家具が倒れてこないように、L字金具や支え棒などで固定し転倒防止をしておきましょう。

2. ライフラインの停止や避難への備え

飲料水や非常食などを最低3日～1週間分×人数分を備蓄しておき、非常用持出品の確認、見直しをしましょう。また、町が指定する避難場所、避難所をハザードマップを見て、確認しておきましょう。

3. 安否情報の確認

災害時は電話回線がつながりにくくなります。日頃から安否確認の方法や集合場所などを家族で話し合っておきましょう。また、安否確認には、「災害用伝言ダイヤル(171)」、インターネットを利用した「災害用伝言板」などのサービスを活用しましょう。



申・問 不破消防組合東消防署 ☎23-2030



警察通信
Police Information

1. 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先

- ★自転車は、歩道と車道の区分がある道路では、車道通行が原則です。
- ★歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。
- ★「普通自転車歩道通行可」の標識や表示がある場合や13歳未満の子供及び70歳以上の高齢者や身体に障がいのある方は歩道を通行できます。

2. 交差点では信号と一時停止を守って安全確認

- ★信号機は必ず守り、渡るときは安全確認をしましょう。
- ★一時停止標識のある交差点では、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

3. 夜間はライトを点灯

- ★夕暮れ時は早めにライトを点灯し、反射材を着用して運転しましょう。

4. 飲酒運転は禁止

- ★自転車は車両の仲間です。
- ★お酒を飲んだ時は、自転車を運転してはいけません。

5. ヘルメットを着用

- ★自転車を利用する全ての人は、ヘルメットをかぶりましょう。
- ★幼児・児童が自転車に乗る時は、ヘルメットをかぶらせましょう。



自転車安全利用五則を守って
交通事故防止

問 垂井警察署 ☎22-0110